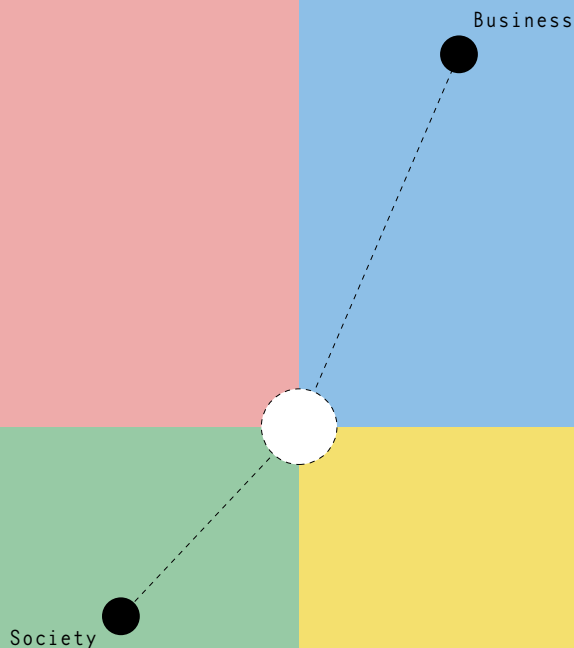


松田道人



まつだみちひと:
国内初のファイル共有ソフト「ファイルログ」を提供する日本MMO社長。現在、日本レコード協会会員など19のレコード会社と、日本音楽著作権協会(JASRAC)から、市販の音楽CDから作成されたMP3ファイルをサービス対象としないように求める仮処分申請を受けている。



著作権 < 流通

2002年4月、東京地裁からファイルログにおける市販CDを元にした音楽ファイルの交換停止を命ぜられた。対象とされたファイルは全体の15パーセントに過ぎず、サービス全体を停止する必要はなかったものの、フィルタリングが技術的に不可能であったためにやむを得ずサービス全体を停止した。

法律論は弁護士に任せるとして、私の方は、なぜ著作権問題が未解決のままサービスを開始する必要があったのかを説明したいと思う。

しかしその前に、私が先般、「インターネット業界の商権を守るためなら他業種の権利を侵害しても構わない」と発言したことに対して各方面からお叱りの言葉を頂戴したので、この場を借りて釈明したい。私の上記主張が言葉足らずで誤解を招いたが、侵害されてもやむを得ないと言った対象は、著作権ではなく音楽業界の商権についてであった。一般的に商権＝著作権と考えられがちだが、レコード会社においては、彼らの利権と言えは著作権よりむしろ「流通」の方を指すのである。

その証拠に、ファイルログのサービスを開始するにあたって、どの程度の対価を支払えばサービスを承諾してくれるのかを日本レコード協会に掛け合ったが、金の問題ではないと相手にされなかった。レコード会社にとって、CDの制作から販売までを一手に引き受ける彼らの流通こそが最大の存在意義であり、それを壊す恐れがあるのがファイル交換であるということだ。

レコード会社がファイル交換を非難するときに、必ず一緒に出てくるのがCDの売上減少を示すデータである。しかし、そこにはオンライン上の楽曲ダウンロード販売が低迷していることを危惧する声が不思議と出てこない。プロモーションもろくにしないので、ダウンロード販売は低迷したままでよいと思っているのではないかと疑いたくなるほどだ。このことはつまるところ、レコード会社にとっては楽曲ダウンロード販売も、ファイル交換と同様、既存の流通を壊すものとして歓迎されるものではないということの意味している。

このことから日本レコード協会が守ろうとしているのは著作権そのものより彼らの流通であることは明らかであるが、そのことを非難するつもりは毛頭ない。物事には大義名分と本音があるのは当然であるし、そもそもこれはビジネスだからだ。

本題に戻そう。ファイル交換を認めさせるならばもっと

別のやり方があったのではないかと、なぜ著作権保護が完全にはできていない状態で見切り発車したのか、という問いに対して回答したい。

まず、我々と権利者側との責任分岐点をどこに置くかが未解決であっただけで、そもそも見切り発車だったとは今でも思っていない。今回の裁判は、極論すれば共有ファイル全体の中から違法ファイルを見つけ出すという作業を、権利者側とインフラ提供者側のどちらの責任で行うかを定めるものであった。我々はノティス・アンド・テイクダウン手続きを用意し、その責任を権利者側に負って頂くという形でサービスを始めたのである。ネットオークションでの盗品のパトロール、発見義務を警察側が負うかオークション事業者が負うかという問題と基本的には同じである。オークションにおいては、警察から通報があったときのみ事業者に売買を防止する義務が発生するというに落ち着いたが、これはノティス・アンド・テイクダウンの考え方とほぼ同じである。

次に、もし我々が著作権保護の可能なシステムを開発したところで、日本レコード協会はその話には100パーセント乗ってこないだろうという確信があったことだ。ファイル交換問題は、JASRACにとっては金で解決できる問題だが、レコード協会にとっては前述のとおり金で済む問題ではないからだ。

レコード協会が権利保護機能の有無にかかわらずファイル交換を認めないことが明らかである以上、無駄な交渉を重ねて時間を浪費するよりもまずはサービスを開始する道を選んだ。もともと、ファイル交換とはユーザー同士が検閲なく自由に情報発信するためのインフラだと考えていたので、違法な利用方法が指摘されるのもインフラ黎明期特有の一過性のものだという認識でいた。

レコード協会に訴えられたとしても、裁判で勝訴し、ファイル交換自体は違法ではないという司法判断が出た場合には、権利者側が自らのコストと責任で違法ファイルを特定する必要が出てくる。頭の良い彼らなら、無駄なところに労力をかけるよりはファイル交換の存在を認め、収益機会の拡大を図るだろうと確信していた。著作権保護と課金システムの仕様は、その段階でレコード協会に提示すればよいと考えていた。

しかし、裁判で負けてしまった今、何も言うことはない。仮処分の抗告審および本訴でいま一度、争っていきたいと思う。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp